

4024 日 ASEAN 包括的経済連携協定における関税の撤廃及び引き下げの概要

日ASEAN包括的経済連携協定に基づき、日本とASEAN 構成国との輸出入額の約92%（日本の輸出額の約91%、日本の輸入額の約93%）について、この協定の発効から10年以内に関税が撤廃されます。

I. 農林水産品分野について

1. 日本の主な譲許内容

- (イ) ドリアン⇒関税即時撤廃
- (ロ) えび、えび調製品⇒関税即時撤廃
- (ハ) 塩蔵なす⇒10年で関税撤廃
- (ニ) カレー調製品⇒7年で関税撤廃
- (ホ) くらげ⇒7年で関税撤廃
- (ヘ) 鶏肉調製品⇒関税削減

2. ASEAN構成国の主な譲許内容

- ・なし、もも、ぶどう、りんご、ながいも等：関税撤廃

II. 鉱工業品分野について

1. 日本の主な譲許内容

- ・ほぼ全ての鉱工業品につき、10年以内に関税撤廃

2. ASEAN 各国の主な譲許内容

- (イ) 薄型テレビ⇒関税撤廃
- (ロ) 薄型テレビモジュール⇒関税撤廃
- (ハ) 自動車部品（ブレーキ等）⇒ほとんどの国において関税撤廃